

○大分県公文書館の設置及び管理に関する条例

平成六年九月三十日

大分県条例第十九号

大分県公文書館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

大分県公文書館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第一条 県に関する歴史資料として重要な公文書その他の記録(以下「公文書等」という。)を保存し、及びその利用を図り、もって学術及び文化の発展に寄与するため、公文書館法(昭和六十二年法律第百十五号)第五条第二項の規定に基づき、大分県公文書館(以下「公文書館」という。)を設置する。

(位置)

第二条 公文書館は、大分市王子西町十四番一号に置く。

(平二六条例二九・一部改正)

(業務)

第三条 公文書館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 公文書等の収集、整理及び保存に関すること。
- 二 公文書等の閲覧その他の利用に関すること。
- 三 公文書等に関する調査研究に関すること。
- 四 前三号に掲げる業務のほか、公文書館の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第四条 公文書館に、館長その他の職員を置く。

(損害賠償)

第五条 公文書館の利用者は、公文書館の施設、設備又は公文書等を損傷し、又は滅失した場合は、知事の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、公文書館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成七年二月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第二九号)
この条例は、公布の日から施行する。